

会 議 録

会議の名称	行田市情報公開・個人情報保護運営審議会
開催日時	平成18年8月29日(火) 開会；午後2時・閉会；午後3時30分
開催場所	行田市役所203会議室
出席者(委員) 氏名	蔭山好信、森田純之助、飯田日出朗、雲田武一、武笠勇、 横田夏代、川鍋典子、高橋利恵
欠席者(委員) 氏名	鷲尾祐喜義
事務局	猪野塚総務課長、片寄係長、佐藤主事
会議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行田市情報公開個人情報保護運営審議会会議傍聴要領(案)について ・ 高齢者福祉課の地域包括支援センター業務委託に伴うオンライン結合による個人情報の外部提供について ・ 福祉課の行田市障害者計画改定のためのアンケート調査に伴う個人情報の目的外利用について ・ その他
会議資料	<p>(資料名・概要等)</p> <p>行田市情報公開・個人情報保護運営審議会会議傍聴要領(案)</p> <p>新しい介護保険制度における介護サービスの概要</p> <p>個人情報目的外利用等通知書</p> <p>行田市障害者計画改定のためのアンケート調査用紙</p>
その他必要 事項	

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
猪野塚課長	1 開 会
会 長	2 あいさつ
	3 議 事
事務局	議題（１）行田市情報公開・個人情報保護運営審議会会議傍聴要領（案）について、事務局に説明を求める。
会 長	資料１の行田市情報公開・個人情報保護運営審議会会議傍聴要領（案）を基に、概要を説明する。
事務局	傍聴人の受付時間について、締め切り時刻は会議予定時刻の何分前なのか。
会 長	要領案に定めはないが、時刻を明記した方がよろしいか。
事務局	締め切り時刻は決めた方がよい。
会 長	締め切り時刻は、仮に１０分前ということで、要領の表記については、事務局で調整してもよろしいか。併せてこの要領の施行日は本日からでよろしいか。
事務局	委員了承。
委員	傍聴人の定員については、どこで知ることができるのか。
事務局	定員については、行田市のホームページ等でお知らせをしている。
委員	傍聴の手続について、傍聴人が定員を超えた場合を考えると、先着順の他に抽選という方法を考えてもよいのではないか。
会 長	抽選の場合、どのような抽選方法をとればよいのかなど、また検討する必要があるかどうか。
委員	先着順で了承。
委員	今回の傍聴要領案は、です・ます調が使われているがなにか理由があるのか。
事務局	この要領は、委員の方の意見に基づき審議会自身が定め、傍聴人も対象とするものなのでこの表記を用いた。
委員	傍聴人は市民でなくてもよいのか。
事務局	規定はないので市民でなくてもよい。
会 長	他に質疑がないので、締め切り時刻及び本日付での施行日を織

委員 会	<p>り込むということで本案を了承してもよろしいか。</p> <p>委員了承。</p> <p>議題（２）高齢者福祉課の地域包括支援センター業務委託に伴うオンライン結合による個人情報の外部提供について、事務局に説明を求める。</p>
事務局	<p>新しい介護保険制度におけるサービスの概要と、そのサービスを市民に提供するにあたり、オンライン結合での個人情報の外部提供が必要な旨を説明する。行田市個人情報保護条例では、第７条第１項第６号において、審議会の意見を聴いて必要と認められれば外部提供をすることができるとしており、オンライン結合による外部提供をする場合は、第１０条第２項において審議会の意見を聴かなければならないとしている。また、第７条第３項において、目的外利用をした場合の本人への通知を義務づけているが、審議会の意見を聴いて必要がないと認めるときは通知をしなくてもよいとしている。これらのことについて委員の皆さんの意見を伺いたい。</p>
委員 事務局	<p>サービスを提供する側と受ける側で了解がとれていれば、通知は省略してもよいのではないか。</p> <p>受託者側が個人情報を閲覧できるのは、本人から相談の申し入れがあった場合のみである。</p>
会長	<p>目的外利用の報告書を通知することで、送られた本人が余計に混乱してしまうことも考えられる。</p>
委員 事務局	<p>個人情報外部に出してしまうことがあるのか。</p> <p>システムを使用するにあたり、個人情報を外部に流出することのないような委託契約を結び、使用する個人にも、個人情報の適切な取り扱いを求める。</p>
会長	<p>公益性があり、市民へよりよいサービスを提供するものであるから、外部提供及び本人への通知の省略を認めてもよろしいか。</p>
委員 会長	<p>委員了承。</p> <p>議題（３）福祉課の行田市障害者計画改定のためのアンケート調査に伴う個人情報の目的外利用について、事務局に説明を求</p>

<p>事務局</p>	<p>める。</p> <p>昨年10月に新しく障害者自立支援法が成立したことなど状況の変化をふまえて、行田市障害者計画を改定することとなったが、そのためにアンケート調査を実施したい。対象者は、市民課の住民基本台帳作成業務、福祉課の障害者等認定業務の個人情報から抽出するため、行田市個人情報保護条例第7条第3項について委員の皆さんの意見を伺いたい。目的外利用等通知書に替えて、アンケートの通知内に対象者を明記することによろしいか。</p>
<p>会長</p>	<p>このアンケートを実施することを市報などでお知らせはしていないのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>していない。</p>
<p>会長</p>	<p>市報などに載せ、反対の意見などなければ事前に了承を得たと考えられるのではないか。</p> <p>ひと昔前は、個人情報は市全体で管理しているから、他の課のものであっても使用することはかまわないという考えであったが、現在は他の課が使用する場合、目的外利用になる。</p> <p>公益性を考慮し本人への通知の省略を認めてもよろしいか。</p>
<p>委員</p>	<p>委員了承。</p>
<p>会長</p>	<p>議題(4)その他について事務局に報告を求める。</p>
<p>事務局</p>	<p>6月30日の審議会で協議いただいた条例案については、現在さいたま地方検察庁で審査中であって、12月議会に提出したい。また、全国的に個人情報を含む行政情報の流出事件が相次いでいることから、個人情報の適正な取扱いと行政情報の漏洩防止について、総務課と広報広聴課との連名で各課に通知したところである。</p> <p>4 閉 会</p>